

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 平坂保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 高瀬 仁悟	定員（利用人数）： 140名（156名）	
所在地： 愛知県西尾市平坂町山崎17番地		
TEL： 0563-59-5851		
ホームページ： https://www.heisakahoikuen.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成18年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人そらかぜ		
職員数	常勤職員： 18名	非常勤職員： 12名
専門職員	（施設長） 1名	（主任） 1名
	（保育士） 23名	（調理員） 4名
	（看護師） 1名	（事務） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等）

③理念・基本方針

★理念・基本方針

わたしたちのねがい

そこぬけに人を信ずる人間となろう

喜んで与える人間となろう

命を大切に作る人間となろう

考え深い人間となろう

使命に生きる人間となろう

規律ある幸せを喜ぶ人間となろう

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの心を育てる保育
- ・職員の働き方改革

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月 4日(契約日) ~ 令和 6年 3月19日(評価確定日) 【令和 5年11月24日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	5 回 (平成30年度)

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆保育の質の向上に向けた取組み 園独自のOJT制度により、職員全員が「同じ方向」を向いて保育できるようにしている。また、教育・研修に関しては、年間の単位制度を導入して、経験年数に応じて目標単位を設定している。正規職員・非正規職員を問わず、園内外の教育・研修の積極的な受講を促し、園全体での「保育の質の向上」に取り組んでいる。</p> <p>◆ICT化の推進 ICT化の一環として保育園業務支援システムを導入し、保護者の負担軽減を図っている。さらに、職員の事務的な業務負担が減ることで、保育現場での業務に集中でき、子ども一人ひとりを受容し、子どもの状態に応じた保育の実践が可能となっている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆中・長期計画の策定 中・長期計画は、将来的な「園のあるべき姿（園長の思い）」を表す計画でもある。3年後の園舎の新築移転をはじめ、移転後の園の新たな活動なども含め、将来的な「園のあるべき姿（思い）」を表明し、計画的・組織的に活動して行くことが望まれる。</p> <p>◆規程、マニュアル類の内容の周知・理解 標準的な実施方法がマニュアル化され、均一な保育実践を担保している。しかし、一部の規程やマニュアル類については、その内容が職員に周知・理解されていないものも散見される。例示すれば、個人情報に関する規程はあるが、子どもに関する記録の保存や廃棄の方法等が職員に周知されていない。また、家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合の対応について、新任研修では学んでいるが、それ以降の定期的な研修機会がない。マニュアルの読み合わせ等、マニュアルを活用した研修の実施を期待したい。</p>
--

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>第三者評価を受審して、施設運営について客観的な視点から見ることができました。園の得意とする部分と、苦手とする部分を明確にしたことにより、これからの園運営に役立てていきたいと思えます。</p>
--

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人の基本理念「私たちの願い」の6項目を基にした保育に努めている。「私たちの願い」は、保護者や入園希望者などにはホームページや「入園のしおり」、リーフレットで公表し、入園式等機会あるたびに周知し、職員全員が暗唱している。日々の保育を通じて、子どもが自立的・自発的に活動したり表現できるよう、子どもの気持ちを引き出す保育実践に取り組んでいる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<コメント> 隔月に開催される公立園・私立園合同の園長会で、地域の保育行政の動向を確認し、私立園のみの園長会では他園園長と地域の保育環境の変化などの情報を交換し、法人の理事会で検討、法人の事業運営や園運営に反映させている。周辺地域は新興住宅地で、定員超の子どもが在籍している。園舎の老朽化に伴い、新築移転することが決定している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
<コメント> 園長は、現状、大きな経営課題はないと認識している。強いて言えば、3年後に新築移転は決まっているが、園舎の老朽化に伴う修繕が課題となり、園長自ら屋根に登り防水シートを張ったり防水ペンキを塗るなどの雨漏り対策を行っている。今後、新築移転に伴い問題点や課題が出て来ることが予想されるが、適切な対応が取れるよう事業計画に落とし込んで対応することが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 中・長期計画を作成して毎年度見直し、年間の活動状況から更新している。現在の中・長期計画は、3年後の園舎の新築移転までの活動が中心となっている。中・長期計画は、将来的な「園のあるべき姿（園長の思い）」を表す計画でもあるため、3年後の園舎の新築移転を機に新たな園活動を広げるなど、園長の思いを明確に表すことを期待したい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	Ⓐ・b・c
<コメント> 「保育の内容に関する全体的な計画」に照らして単年度の事業計画を作成しているほか、行事計画や各種指導計画、研修計画などの個別の年間計画書に、具体的な実施内容や評価基準を明記して策定している。中・長期計画を踏まえた活動については、年度更新された中・長期計画や法人全体の単年度事業計画を策定し、それに沿った園運営が行われている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 行事計画や各種指導計画、研修計画を基に職員意見も聞き取りながら、進捗状況の確認や実施評価・振り返りを行い、次年度の計画策定に反映させている。事業計画に基づく園活動には職員の参加が必須であり、職員の積極的な参加はありながらも、「事業計画への参加」という意識は薄い。意見や提案など、積極的に意見交換をするなどの工夫が望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画を中心に、子どもの成長に合わせて各行事や「園だより」、「クラス便り」、ブログを利用して保護者への周知に努めている。外国籍の保護者に対しては、市の通訳のほかに語学のできる新入職員が主となって対応している。保護者も事業計画自体には関心が薄い傾向にあるため、子どもの発達に合わせて園の活動内容を伝えるなど、工夫して保護者の関心を高めることが望ましい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 子ども主体に、子どもの「やりたい」気持ちを引き出し「やる気」に導くことが「保育の質の向上」には必要と園長は考えている。年1回、園の自己評価と自身の保育の自己評価を行い、園長が集計して傾向分析や評価を行っている。分析・評価した結果は、必要に応じて、事業計画にも反映させて組織的・計画的な改善活動に繋げることが望ましい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 評価結果に基づいて特定した問題点や課題に対しては適宜改善検討しているが、「チェックシート」が法人共通様式であるため、チェック項目によっては自園では「適用除外」とすべき設問もあり、「できていない」でも改善対応できない項目もあった。法人様式でも自園に則したチェック項目として見直し、改善すべき問題点・課題が特定できるよう工夫することが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長・主任、各職員の役割や責任は園の「運営規程」に明記され、園内での各担当職務を決めて年度初めに確認・周知している。災害時の各職員の役割も決められ、防犯訓練や避難訓練など、園長不在時でも訓練を実施して職員への理解浸透を図っている。園長不在時や有事（災害・事故等）での権限委任は決まっているが、暗黙の了解となっているため、ルールを明文化しておくことが望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 市の園長会などを通じて、遵守すべき法令やガイドラインの情報を入手している。法令やガイドラインの改訂は園内で活用するマニュアルや手順書の見直し機会ともなるため、予め関連する法令やガイドラインを特定しておき、法人内でマニュアルや手順書を見直すに際して、改訂状況や改訂内容を確認する仕組みを検討・実施することが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> 子どもが主体的に「やりたい」という気持ち、やる気を引き出すことが保育の基本と考え、正規・非正規を問わず園内外での研修受講を奨励し、園内でも公開保育を実施している。職員自らが保育の質について考えることができるよう、研修受講においては年間の単位制を導入し、保育経験の浅い職員に対しては独自のOJT制度を構築して園全体での「保育の質の向上」に取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<コメント> ICTシステムを導入し、登降園管理や各種配信業務をシステム化することで、保護者の負担軽減を図るとともに、職員全員にiPadを配付している。コミュニケーションシステムを導入しての情報共有や、月案などの様式統一（ひな型の利用）などにより、業務の実行性を高めている。事務室と各クラスとはインカムで情報共有し、適宜最適な活動ができるよう工夫している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b・c
<コメント> 毎年9月に、職員に対して次年度の就業意向の調査を行い、必要に応じて、大学への求人票の提出などで必要な人材の確保を行っている。年度途中で、急遽人員不足が発生した際には、フリー保育士の活用などで急場を凌いでいる。園内での良好なコミュニケーションによる協力体制の構築や、職員の作業負担の軽減などにより、働きやすい職場環境をつくり、離職防止を図っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	Ⓐ	b・c
<コメント> キャリアマップは策定していないが、自園独自のOJT制度や「自己評価シート」を用いての面談や研修履歴を管理し、職員一人ひとりに合わせながらも同じ方向性を持った保育ができるようにしている。研修受講においては、1時間1単位として年間の単位数を満たす研修受講を目標に、職員自らが目標を持って自己研鑽できる仕組みが構築されている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<コメント> 正規職員はタイムカードの打刻、非正規職員はPCを利用した勤怠管理が行われている。原則、残業をしない働き方をし、有給休暇も本人希望で取得できるよう配慮・調整している。「誕生日休暇制度」として、誕生日前後3日間を優先的に休暇が取得できる制度も導入している。園長は、朝礼の際に職員の表情や顔色なども観察し、気になれば声掛けするなど、職員の心と身体の健康維持に努めている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<コメント> 年2回の個人面談や「自己チェックシート」に伴う振り返りを行い、キャリア採用における自園での保育の開始や新任職員・初めてのクラス担当など、園内での初めての担当に際しては、園独自のOJT制度により、先輩職員がついてフォローする体制が取られている。定期的に行う個人面談や日頃のコミュニケーションの中で、職員一人ひとりにあった育成に取り組んでいる。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<コメント> 教育・研修に関しては、1時間1単位として換算し、自園での経験年数を考慮した単位取得目標を設定し、市の研修計画を基に園内研修や園外研修への積極的な受講を促している。保育連盟等から案内される各種研修や職員自身が興味・関心のある研修を探し、自己研鑽に努めている。課題としては、研修受講後には、アクションプランも明記して、研修受講の効果を確認することが望まれる。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	③ ・ b ・ c
<コメント> 年間研修計画に基づき、職員の協力も得てシフト調整を行い、教育・研修に参加しやすい環境を作り、職員一人ひとりの受講機会を確保している。教育・研修には非正規職員にも積極的な参加を促し、園内では研修受講者が講師となり伝達研修を行っている。伝達研修で説明することによって教育・研修の振り返りもでき、より深く理解する機会ともなっている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	④ ・ b ・ c
<コメント> 「実習生受入れ要綱」を整備し、毎年、養成校からの要請を受けて、将来の保育人材の養成や担当職員の育成を目的に実習生の受入れを行っている。実習生受入れに際しては、事前に園内で周知し、担当職員とも事前確認を行っている。実習中は、園長・主任を含め担当職員、実習生ともコミュニケーションをとり、養成校とも連携して実習に取り組んでいる。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> ホームページを利用して理念や基本方針、保育内容などを公開している。パンフレットやリーフレットにより、入園希望の保護者に各種情報を公表している。園内での苦情・相談については、その対応結果を園内に掲示している。苦情・相談の体制も整備し公表されているが、苦情・相談の対応手順は文書化されていないため、対応手順を文書化しておくことが望まれる。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人内で「経理規程」を定め、適正な事務・経理・取引ができるよう努めている。園内では、給食費のみが現金取引とされ、事務担当職員・主任・園長で相互確認できる体制が取られている。内部不正の予防に関しては、園内だけではなく外部からの確認も有効となるため、各園長がクロスチェックする体制を作るなど、法人内でできる対応を検討することが望ましい。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 地域との関わりについては、「家庭や地域社会との連帯」や「地域における子育て支援」などを基本方針に表明している。地域の社会資源を利用し、子どもが地域と関りが持てるよう努めている。コロナ禍においても、可能な限り園をオープンして、地域で子どもの成長を見守る環境づくりに取り組んでいる。地域行事のチラシやポスターなども園内に掲示し、保護者への情報提供を行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 中学校の職場体験や高校生の職場体験学習の受入れは行っているが、その他一般からの保育補助などのボランティア受入れは、安全面を考慮して行っていない。ボランティア受入れに関しては、地域交流や子どもが各年齢層の人と接する機会ともなるため、地域の住民からの協力も含め、安全面を優先してボランティア受入れを検討することが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 園に関連する関係機関は、「連絡先ファイル」として事務室に設置されている。配慮の必要な子どもや気になる子どもに対しては療育支援センターや保健センターと連携した対応が取られている。児童相談所の介入する事案に関しては、必要に応じて記録を残し、クラス担任とともに「子ども第一」の見守りを基本とし、適切な連携が取れる体制が構築されている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 園長が、市の園長会や交通安全委員会、幼保小連絡協議会などに参加し、各種の情報交換をする中で、保育環境の変化や地域の福祉ニーズの把握に努めている。小学校や民生・児童委員との定期的な交流での情報交換も行われている。園見学などの未就園児の保護者に対する子育て支援なども含め、多方面から情報収集することが望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> AEDが設置されていることは地域に広報され、職員全員が定期的に操作手順の研修を受講し、操作方法を習得している。緊急時には、地域住民に対しても利用可能な状態としている。災害時には、防災計画のほかBCP（事業継続計画）も策定している。子育て支援や保護者支援などの福祉ニーズを収集・把握して、園運営に反映させていくことが望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント> 会議や研修等により、子どもを尊重した保育の共通理解を図っている。研修は1時間1単位として設定し、職員の在職年数等に合わせて必修単位数を決め、外部研修などに自己申告で出してもらっている。月案会議を月に1回行い、月案を立てながら保育の共通理解をにつなげている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント> 規程においては、「個人情報保護規程」、「特定個人情報保護規程」によりその安全性を担保している。また、研修などを通じて子どものプライバシー保護について学ぶ機会を設けており、マニュアル等は適切に閲覧できるようになっている。保護者への対応が十分とは言えず、保護者にプライバシー保護の状況などの情報伝達を行っていく必要は感じている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント> ホームページで様々な情報を公開し、写真や絵など様々な工夫を凝らしながら、大人から子どもまで直感的に分かりやすく工夫している。また、ホームページは適切な頻度で更新されている。園見学に来る利用希望者には、個別に対応して丁寧に説明を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの保育内容に変更等ある場合には、その都度保護者に対して知らせたり、保育園業務支援システム（コドモン）によりダイレクトにタイムラグも少なく配信している。個別での対応時も、わかりやすく説明することに努めている。保護者に配慮が必要な場合には、職員間での共通理解をした上で対応している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント> 保育所の変更の際には、その子どもの保育の内容に継続的な状態が保たれることに配慮した引継ぎを行っている。保育自体が終了となる場合には、今後の相談のための窓口やその担当者として、園長や主任を紹介している。ただ、その際に手渡す案内文書の作成はない。市内の転園であれば、直接の情報共有を行い、市外の保育所への転園であれば、必要に応じて書面での引継ぎも行っている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント> 子どもの日々の様子を捉えて、狙いや保育内容を思考した保育が実践されている。保護者を含めた満足度調査などは、毎年ではないものの不定期に実施している。実施結果に応じた分析や改善の検討も行っている。課題としては、子どもの成長に合わせて毎年満足度調査を行うことが望ましい。保護者懇談会は、年に1回は実施されている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント> 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に分かるように、必ず送迎の入り口に張り紙を掲示している。保護者に説明している内容について、一部職員に伝わっていないこともあり、一度職員との情報共有について精査されることが望ましい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 希望があれば、保護者が個別に相談できるように職員室に文書が掲示されている。相談しやすい場所としては、特別に用意した場所ではないが、遊戯室を利用できるよう確保している。相談や意見を述べる際に、複数の方法があることや相談相手の職員を自由に選べることを分かりやすく説明した文書を作成している。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 送迎時などの職員との対話で、コミュニケーションをとりながら相談や意見が出しやすいよう配慮している。規程類や園則などは、デジタルデータ以外に紙ベースでも用意されており、新任研修では新入職員に説明をしている。しかし、保護者からの意見や相談に対応するためのマニュアルについては、職員のすべてが把握できているかどうか不明瞭である。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 園内で起きた事故や怪我等の情報共有を職員間でその都度行い、再発防止に努めている。園内遊具などの安全点検は定期的に行われている。マニュアルに関しては、汎用のものもあるが一通り整備されている。ヒヤリハットはその日にパソコンに入力し、メールで各端末に配信されている。現在の体制を維持していくことで、リスクマネジメントを徹底できる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 感染症の予防や発生時の対応については、職員間でその都度話し合い、情報提供や対応方法を共通理解している。保護者への情報提供も、昇降口で提示するなど子どものプライバシーに配慮して行われている。新任研修や月案会議、また外部研修などにより、職員は感染症の予防や安全確保について多くを学んでいる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 災害時に対応するためのマニュアルで対応が決められており、職員に周知され、毎月の訓練も行われている。園内で防災計画を整備し、それに沿って行う防災訓練に、地域や行政などと連携する機会が少ない。これまでは新型コロナウイルスへの感染の恐れもあり、連携が不足していた一面もあるが、今後は順次整備していくことを期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の保育内容をデイリープログラムとして標準化し、明文化したものを職員が共有している。デイリープログラムは、乳児では2ヶ月ごとに、幼児では3ヶ月ごとに更新され、発達の状況に合わせたものになっている。研修においても、受講後に内容や所感を記載してファイリングすることで、記憶の定着も図られている。「保育の内容に関する全体的な計画」を基に、月案や日々の保育内容を検討している。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<コメント> デイリープログラムについては、担任の職員が見直し作成した上で配信している。毎年「保育の内容に関する全体的な計画」を一表にまとめたものを作成している。指導計画の作り方としては、子どもの姿を正確に捉えて、育ちつつある部分を考慮した上で狙いを検討している。保育内容については、振り返りを行って評価～修正～発展という流れで改善を行っている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>綿密に指導計画を作成し、それに沿って保育を進めている。指導計画の作成に、様々な人が参加して検討するところまでは及んでいない。今後は、その子どもに関わる人すべてが指導計画の作成に参画する仕組みの構築を目指されたい。障害を持つ加配児のアセスメントは、別に設けられている。支援困難ケースについては、市役所や児童相談所とともにその都度検討している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉓ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>毎月子どもの様子を確認しながら月案の作成を行っており、加えて月案の様式はテンプレートと比較吟味して加筆修正ができるようになってきている。テンプレートが一つの指標として機能するように、特にテンプレート自体を変えることなく、比較検討する月案そのものを常に変更している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉓ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の記録を職員が3ヶ月ごとに記入することで、子どもの発達状態が正確に記録されている。また、生活状況を保護者に記入してもらい、ファイリングして把握しやすくなっている。保育の記録は、OJTによって書き方指導を行っており、読み違いもない。月案会議での情報共有も行い、共通理解が必要であれば書類にまとめて配付したり、チャットツールも利用して情報共有をしている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録は「保育所児童保育要録」も含めて、全てメインのパソコンで一括管理されており、それ以外に派生することはない。また個人情報の保護に関しても、各職員が研修を受けて理解し、遵守している。記録の保存や廃棄の方法については、職員全体に理解・浸透しているとは言い難い。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の理念としての、独自の「保育の願い」も、すべての職員が暗唱できるほどに浸透している。「保育の内容に関する全体的な計画」を基にして月案をクラス単位で作成し、保育内容を園長、主任と話し合っ実施するようにしている。計画に必要な事項についての漏れはなく、定期的な見直しも行われている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>その日の気象状況に合わせて、エアコンやストーブのコントロールを行っている。夏には、テラスの直射日光を遮るために、すだれで日よけを設けている。可能な限りできることを実施しているが、園舎の老朽化もあり、完全とは言い難い。今後（3年後）、園舎を新しく建て替える予定になっている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>先輩職員が、新しい職員をOJTにより指導することにしており、その状況を主任と園長とが確認している。このOJTは、職員同士の信頼関係の構築にも役立っている。子どもの思いをしっかりと受け止めて保育することを、職員一人ひとりが心掛けており、年に2回のチェックリストも実施している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年齢や発達に応じて生活のリズムを整え、気候の厳しい時期にはゆったりと過ごせるように配慮し、保育時間を調整している。子ども個々の状態は、職員のメモに残されており、個別のケアにも怠りはない。主任から指導保育士、指導保育士から新人へと、必要なサジェッションも行われている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>決められた遊びをするばかりでなく、子ども自身の「やりたい」という発露の下、「やりたい」ことを見つけれられるように選択肢を増やした環境を用意している。さらに、その時の子どもの興味や関心を見逃すことなく、保育を展開している。コロナ禍で地域の方々とは接する機会が減ってしまい、社会体験の機会が減っていたが、少しずつ復活させるよう検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもにゆったりと関わり、子どもが安心して過ごせるように配慮している。一人ひとりの子どもそれぞれの発達に合わせて、音の出る玩具やコンビカーなどの様々な種類の玩具を用意しており、食事についてもスプーンの種類をいくつも揃えたり、手づかみもできるように用意している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>思いや要求、欲求を受け止めながら、安定して過ごせるように丁寧に関わり、環境を整備している。保護者から家庭での子どもの様子を聞いたり、園での姿を伝えたりして情報共有をしている。職員間でも、子どもの姿や成長段階を共有しており、一人ひとりに合った援助を心がけている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 5歳児には、年度途中にスクリーニングテストがあり、学校との情報共有が行われている。障害を持つ加配の子どもについても、その子どもの育ちや活動について、小学校へ情報提供している。常に主体的な保育を心がけながら、保育計画の立案が行われている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 身体障害児の受入れは、現状のハードウェアでは難しい。そのほか知的障害や発達障害の診断がついていれば、そのことに合わせた話をしていくところであるが、そのようなケースは稀である。0、1、2歳児は加配職員をつけられないので、子どもの現状が分かっても職員のやりくりが難しい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 延長保育の時間も、子どもの意向に配慮した保育を行い、延長時間への引継ぎや職員同士の引継ぎは「引継ぎ簿」を活用して保育連携を滞りなく行っている。延長保育は、家庭的な雰囲気大切に保育を行い、遊びに興味を持てるよう、遊びのカレンダー化を行い、見える化することで楽しみとなるよう工夫している。課題としては、遊びのバリエーションを増やすための検討に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ④ ・ c
<p><コメント> 年長児においては、就学に向けた保育計画の作成を意識している。伸ばしたいことや配慮すべきことを懇談会などで相談している。また、小学校とも連携して情報交換を行っている。健診については小学校と連携をしているが、就学に向けて園で取り組んだ活動を、どう小学校生活に結び付けていけるのか、小学校とこれまで以上に連携をとる必要がある。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	⑤ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの健康状態について保護者や職員間で情報共有し、こまめに様子を見て、子どもの健康状態を把握している。怪我や体調不良に際しても保護者に連絡を怠ることなく、適切に対応している。延長保育においては、「引継ぎ簿」により引継ぎを行い、職員同士の連携も出来ている。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する必要な情報も、保護者へ提供されている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診に加え、毎月の身体測定の結果を記録して保護者や関係職員が周知できるようにしている。異常が見られた場合は、病院を受診するように保護者に伝えて対応を促している。新型コロナウイルスの感染防止の取組みも緩和され、歯磨き指導も再び行うようになっている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギーの不安があれば、医療機関でアレルギー除去などの指示書を作成してもらい、対応している。調理員を含めた毎月の給食会議では、保護者との連携を密にして、アレルギー児に誤食が起きないように、食器や机拭きを別にしたり、配膳時には除去する食物を確認するようにしている。職員間においても、アレルギー疾患等の対応について共通理解をしている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりに合わせた食事の量を提供しており、家庭での食事の様子を保護者から聞いたり、園での様子を保護者に伝えて、家庭と食事に関する情報共有を行っている。また、苦手な食物を無理強いせず、細かく刻んだり、量を減らすなどすることにより、食べやすくなるよう工夫している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> アレルギー児については、色付きトレーや食器、テーブルを分けて食事を提供することもある。「検食簿」や「アレルギー用記録簿」を常に記録し、給食会議を行って安全への配慮に努めている。また各クラスでも食事前の手洗いや消毒を行い、良好な衛生状態を維持している。子どもの好き嫌いや食べられる量を把握し、無理のない食事ができるよう援助している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の子ども一人ひとりの情報も含め、保育園業務支援システム（コドモン）の「連絡帳」を使って、毎日保護者とコミュニケーションをとっている。また、送迎時の会話などを通して、直接保護者と関り、子どもの様子や情報を共有できるような場面設定も行っている。実体験的な、分かりやすい情報共有を行っている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者とは、積極的に送迎時のコミュニケーションをとるようにしている。そのような中で、担任からの話を受けて、保護者から相談をされた際には、時と場合によっては、園長や主任に相談して、保護者の就労時間や状況に配慮した面談も行っている。そのように、保護者にも安心感の得られるコミュニケーションに取り組んでいる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 家庭で、虐待やネグレクト等の子どもの権利侵害の疑いがある場合については、早急に園長、主任に通報している。虐待やネグレクトが疑われる場合には、まずは市役所と連携を図り、児童相談所にもつながる仕組みを構築している。しかしながら、マニュアルはあるものの、職員研修に課題がある。新任研修だけでなく、定期的に研修を行い、常に緊急事態に備えられるよう準備しておくことが望ましい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 年に2回自己評価を行い、職員自身がその保育内容を見直して改善を行い、スキルアップに努めている。職員個々だけでなく、他者から見た評価をしてもらい、見直す機会を作っている。残業は殆どなく、ICT化により業務効率を上げて、有給休暇もとりにやすい職場環境を実現している。これらが、職員が保育の現場で十分に力を発揮する一因となっている。		